

# 総務委員長報告

令和4年9月21日

今期定例会において、9月13日に総務委員会に付託を受けました議案4件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第63号 西都市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

であります。

本案は、職員の育児休業制度の改正に伴い、所要の整備を行おうとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 令和4年度西都市一般会計予算補正（第7号）について

本委員会に付託をされた部分についてであります。

第1表歳入について主なものは、地方交付税3億1,380万9,000円、繰越金6億8,610万8,000円を増額補正し、市債9,606万7,000円を減額補正しようとするものであります。

第1表歳出について主なものは、総務費に市債管理基金積立金として3億5,000万円、衛生費に環境整備事業基金積立金として1億6,805万4,000円の予算などが計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号 令和4年度西都児湯いじめ問題調査委員会特別会計予算補正（第1号）について

であります。

本案は、諸支出金など、総額3万4,000円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 76 号 令和 4 年度西都児湯公平委員会特別会計予算補正  
(第 1 号) について

であります。

本案は、繰出金など、総額 40 万 2,000 円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。